

第2部 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市、北海道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第1章 住民の心構え

自助

○

共助

○

公助

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法の確認
- イ 崖崩れ等に注意
- ウ 建物の補強、家具の固定
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意
- オ 飲料水や消火器の用意
- カ 非常用食料、救急用品、非常持出用品の準備
- キ 地域の防災訓練への積極的参加
- ク 隣近所と地震時の協力についての話合いの促進

(2) 地震発生時の心得

- ア 自己の安全確保
- イ 火の始末（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）
- ウ 消火の徹底（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）
- エ 出口の確保（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）
- オ 狭い路地、塀のわき、崖、川べり等の二次災害が発生しやすい場所からの避難
- カ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意
- キ 避難は原則として徒歩で、持ち物は手早く最小限にとどめる。
- ク みんなが協力し合って、応急救護を実施
- ケ 正しい情報の入手と把握

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規定等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア 自己の安全確保
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同志で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車輛等の運行は自粛すること。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- オ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、避難のため車を使用しないなどに努める。

第2章 地震に強いまちづくり推進計画

自助

○

共助

○

公助

○

市は、北海道及び防災関係機関の協力を得て、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握等地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1節 地震に強い都市構造の形成

- 1 市は、北海道及び防災関係機関の協力を得て、以下の整備を考慮し、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導を行い、地震に強い都市構造の形成を図る。
 - (1) 避難路
 - (2) 避難地
 - (3) 延焼遮断帯
 - (4) 防災活動拠点となる幹線道路
 - (5) 一時避難地としての都市公園
 - (6) 河川等骨格的な都市基盤施設
 - (7) 消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備
 - (8) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 2 国、北海道及び市は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通を確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 市、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2節 建築物の安全化

- 1 防災関係機関及び学校、医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努める。
- 2 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- 3 市は、北海道の協力を得て、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- 4 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

第3節 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4節 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努める。

第5節 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 市及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第6節 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第7節 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物施設及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第8節 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得る等環境整備に努める。

第9節 大規模地震対策施設の整備

大規模地震発生時において、緊急物資等の輸送機能や経済活動を維持する物流機能を確保するため、網走港の港町地区において耐震強化岸壁の整備等に努める。

第3章 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

市及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行う。また、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対しては十分配慮し、地域において支援する体制が確立されるよう普及・啓発に努める。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市及び防災関係機関は、職員に対して地震災害に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 市及び防災関係機関は、住民に対し、次のとおり防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 自動車運転時の心得
- (ク) 救助・救護に関する事項
- (ケ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (コ) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (カ) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮
- (シ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の利用
 - (イ) 広報紙、広報車輛の利用
 - (ウ) ホームページによる情報の提供
 - (エ) DVD等による普及
 - (オ) パンフレットの配布
 - (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (3) 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童・生徒等に対し、地震の現象、災害予防等の知識向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得の推進に努める。
- (2) 児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、講座、施設の展示スペースを活用し、災害の現象、防災に対する心構え等の防災知識の普及に努める。

3 津波避難計画の策定

市は、津波による災害を最小限にとどめるために、津波避難に関する全体計画を策定し、津波発生時の対策を講ずる。

また、自主防災組織等地域住民の参画を得て、地域別に津波避難計画を策定する。

第4章 防災訓練計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	-------------------------------------	----	-------------------------------------

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、基本編 第5部 第2章「防災訓練計画」を準用する。

第5章 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	-------------------------------------

本章については、基本編 第5部 第3章「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6章 相互応援（受援）体制整備計画〈新規〉

自助	<input checked="" type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	-------------------------------------	----	-------------------------------------	----	-------------------------------------

本章については、基本編 第5部 第4章「相互応援体制整備計画」を準用する。

第7章 自主防災組織の育成等に関する計画

自助	<input checked="" type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	-------------------------------------	----	-------------------------------------	----	-------------------------------------

本章については、基本編 第5部 第5章「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8章 避難体制整備計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

本章については、基本編 第5部 第6章「避難体制整備計画」を準用する。

第9章 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

本章については、基本編 第5部 第7章「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10章 津波災害予防計画

自助

○

共助

○

公助

○

1 海岸対策

(1) 海岸の概況

本市の海岸線は、オホーツク海に面する海岸と標高0mの網走湖やアッケシソウ群落を有する海水湖の能取湖、また東部に位置する藻琴湖や濤沸湖等が海岸部に接し又はこれらの湖から流れ込む河川と一体となって形成されている。

(2) 海岸保全施設の概況

海岸保全施設の耐震性については、地震に対する強度のほか、津波の影響を考慮した防災対策が今後の課題である。

(3) 海岸保全施設の改良補強計画

海岸保全施設は、海岸地域の保全はもとより、住民の生命、財産を守る根幹であり、今後、施設の地震津波に対する安全性を調査し、危険度が高いと判断される地区については、その対応について、国や道の指針等に基づき、その施設の改良の要請に努める。

2 海面監視

(1) 海面監視体制の整備

地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報・注意報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられるため、市は、海岸付近で震度4以上の地震を感じた場合又は警報・注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるよう、港湾監視カメラによって監視する。

なお、このときに監視者の安全確保に十分な注意を払い実施する。

また、沖合に出ている漁船等に対しては、漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかける。

(2) 情報伝達体制の確立

市は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、サイレン、放送等の手段を用いて情報の伝達に努める。

また、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対する避難経路、避難場所の周知に努める。

3 港湾施設、漁港施設の防災対策

本市には、重要港湾に指定されている網走港のほか能取漁港、鱒浦漁港、呼人漁港があり、これらの港湾管理者及び漁港管理者は、津波による被害が想定される港の外郭施設の構造及び配置に関して、必要に応じ検討を行い、津波に対する防ぎよに努める。

4 津波対策の教育・啓発

(1) 自主的避難を判断するための知識普及

市は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、住民の自主避難を徹底する。

(2) 防災意識の普及

- ア ハザードマップの配布
- イ 防災訓練等への参加
- ウ 広報紙、リーフレット等の配布
- エ 自主防災組織の結成促進
- オ その他

(3) 防災活動の促進

市は、自助・共助の考え方から、地震等の大災害発生時に、その被害を最小限におさえるためには、防災関係機関と相俟って、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動に努める。

こうした活動が、津波災害においては、極めて重要な役割を果たすことから、防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に実施するため、網走市町内会連合会が取り組む自主防災組織結成を支援する。

5 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努める。

特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

6 津波災害予防に関するその他の留意点

(1) 観光客、釣客等の避難対策

観光客、釣客等の避難対策について、市関係部署と協議し、平時から、観光協会や旅館組合等関係団体と対応策について連携を図りながら課題を整理し、円滑な避難実施体制の構築に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、日頃から地域と共同して円滑な避難行動の援助体制について努める。

(3) 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

このことから、自助の徹底とともに地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

第11章 火災予防計画

自助

○

共助

公助

○

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、基本編 第5部 第9章「建築物災害予防計画」及び第5部 第10章「消防計画」に準ずるほか、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、市及び網走地区消防組合は、地震時の火の取扱いについて指導啓発する。また、網走地区消防組合火災予防条例（昭和48年 条例第11号）に基づく火気の手扱いについて指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、市及び網走地区消防組合は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、少年消防クラブの設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

網走地区消防組合は、消防法に規定する立入検査を実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、網走地区消防組合は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

5 消防計画の整備強化

網走地区消防組合は、消防・防火活動の万全を期するため、消防計画を策定し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第12章 危険物等災害予防計画

自助

○

共助

公助

○

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、網走地区消防組合は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

- (1) 網走市、網走地区消防組合、北海道

ア 立入検査

危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。

イ 自主保安体制の確立

危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物事業所間における協力体制の確立について指導する。

ウ 防除資材等の配備状況の把握

石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

- (2) 北海道警察本部

危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

3 火薬類保安対策

- (1) 網走市、網走地区消防組合

事業所に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物事業所間の協力体制の確立を指導する。

- (2) 北海道

ア 事業所に対し、必要の都度、保安検査、立入検査を実施し、設備体制の維持、保安体制の指導、又はその後における周囲の状況の変化に対応する基準に適合するよう指導又は措置命令を行う。

イ 事業等に係わる許可、取消し又は基準適合等の命令を発し、あるいは届出等を受理したときは速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連絡体制の確立を図る。

ウ 事業所における従業員に対する保安教育の徹底、自主保安体制確立を指導する。

(3) 北海道警察本部

ア 事業所に対し、必要の都度、立入検査を実施する等、その実態を把握し、事業所に必要な措置の指導に当たるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路、火薬類の性状若しくは積載方法及び非常時の連絡方法等について必要な指示をする。

4 高圧ガス保安対策

(1) 網走市、網走地区消防組合

事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導する。

(2) 北海道

ア 事業所及び販売店に対し、必要の都度、立入検査を実施する等、設備基準、保安基準を遵守させる。

イ 事業所及び販売店における従業員に対する保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導する。

ウ 事業の許可を行い、届出を受理し、又は許可の取消しを行ったときは、道公安委員会に通報する等、関係機関との連絡体制の確立を図る。

(3) 北海道警察本部

ア 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに知事に通報する。

第13章 建築物等災害予防計画

自助

○

共助

公助

○

地震災害から建築物等を防ぎよするため、基本編 第5部 第9章「建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

1 防火地域及び準防火地域の指定促進

市は、市街地の不燃化を図るため、北海道からの情報提供を活用して土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を行う。

2 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる市役所庁舎、網走地区消防組合消防本部（署）、病院、学校等の防災上重要な施設の管理者は、施設の新設に当たっては耐震化に配慮する。また、既存施設にあっては耐震診断及び耐震改修の実施を促進し、さらに、施設が使用できないことを想定して、バックアップ機能についても検討する。

(2) 避難に重要な道路沿いに建つ建築物の耐震性の確保

市内の避難場所への避難路等、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

3 木造建築物の防火対策の推進

市は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

4 既存建築物の耐震化の促進

市は、北海道の協力を得て、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援を行う。

また、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及・啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等技術者の育成に努める。

このほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施する。

さらに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき緊急輸送道路の沿道にある建築物については、積極的に耐震化を推進する。

5 ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等の点検、補強の指導に努める。

また、新規に施工・設置する場合には、施工、設置基準を遵守させる等、安全性の確保の周知に努める。

6 窓ガラス等の落下物対策

市は地震による落下物からの危害を防止するため、市街地で緊急輸送道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、建物の所有者に対し必要な改善指導を行う。

第14章 土砂災害予防計画

自助	○	共助		公助	○
----	---	----	--	----	---

本章については、基本編 第5部 第16章「土砂災害予防計画」を準用するものとする。

第15章 液状化災害予防計画

自助

○

共助

公助

○

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、広く認識されたところである。阪神・淡路大震災（1995年）及び東日本大震災（2011年）においても、埋立地等を中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立て等による土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成30（2018）年北海道胆振東部地震」において、厚真町、安平町、鶴川町で被害の集中がみられたほか、札幌市等の遠地においても、液状化による被害が発生した。

本市は、北海道北東部に位置し、南から網走川が流れ込み、女満別川等を集めて網走湖に流入した後、再び網走川として北東部からオホーツク海に流出する地形であり、河口付近のほか海岸部に埋立地が広がり、一部においては、地震災害時の揺れが大きくなりやすい地盤となっている。

2 事前の液状化対策の推進

市は、北海道及び防災関係機関の協力を得て、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施に際し、現地の地盤を調査し、液状化現象の発生を予測する。また、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

3 現状における液状化対策

液状化の対策としては、大別して次のような対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等

4 液状化対策の普及・啓発

市は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16章 積雪・寒冷対策計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

本章については、基本編 第5部 第17章「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17章 業務継続計画の策定

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

本章は、基本編 第5部 第19章「業務継続計画の策定」を準用する。

第18章 複合災害に関する計画<新規>

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

本章は、基本編 第5部 第18章「複合災害に関する計画」を準用する。